

湧別町保健医療福祉協議会 子育て部会（令和5年度第1回）

期日 令和6年3月25日（月） 午後6時30分～

場所 湧別町上湧別コミュニティセンター1階 第1会議室

1 開会

2 案件

(1) 議案第1号

子育て部会長の選任について

(2) 報告第1号

第2期湧別町子ども・子育て支援事業計画実施状況について

(3) 報告第2号

第3期湧別町子ども・子育て支援事業計画の策定予定について

(4) 協議第1号

特定教育・保育施設の利用定員の減少について

3 その他

4 閉会

出欠

平野 副委員長	刈谷 委員	後藤 委員	平形 委員	三宅 委員	小幡 委員	古川 委員	神尾 委員	石田 委員
欠席	欠席	出席	欠席	出席	欠席	出席	出席	出席

参考資料

湧別町保健医療福祉協議会設置条例施行規則 抄

(平成 26 年規則第 21 号)

(組織)

第 4 条 部会は、条例第 3 条に規定する委員及び条例第 5 条に規定する特別委員をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて各分野に関係する者の出席を求めることができる。

3 部会長は、部会員の互選により選出する。

(会議)

第 5 条 部会は、必要の都度部会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

(庶務)

第 6 条 部会の庶務は、部会を所掌する課において処理する。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

議案第 1 号

子育て部会長の選出について

湧別町保健医療福祉協議会設置条例施行規則(平成 26 年規則第 21 号) 第 4 条第 3 項の規定により湧別町保健医療福祉協議会子育て部会長を選出する。

記

職名	氏 名
部会長	

令和 6 年 3 月 2 5 日提出

湧別町長 刈 田 智 之

提案理由

前任の子育て部会長が保健医療福祉協議会委員の委嘱を解かれたことから、子育て部会長を選任する必要があるため。

報告第1号

第2期湧別町子ども・子育て支援事業計画の実施状況について

第2期湧別町子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）の実施状況について、計画第7章の1（1）及び同章の2（1）に定めるところにより、次のとおり報告する。

記

別紙のとおり

令和6年3月25日提出

湧別町長 刈田智之

1 教育・保育施設の需要量及び確保方策に対する実績

(1) 「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」に対する確保方策の実績

(単位：人)

		令和元年度の状況		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
		提供可能	利用状況						
①	量の見込み	217	—	214	205	198	189	178	
確保方策	特定教育保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)	345	180	380	380	266	266	266	
	確認を受けない幼稚園	60	33	0	0	0	0	0	
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	
②	確保方策による確保量	405	213	380	380	266	266	266	
	A=②-①	188	—	166	175	68	77	88	
③	その他	0	2	0	0	0	0	0	
	B=A+③	188	—	166	175	68	77	88	
利用定員 (特定教育・保育施設) ※令和4年度以降変更 ※令和6年度変更予定	上湧別保育所			90	90	認定こども園みのり	116	116	105
	中湧別保育所			90	90				
	湧別保育所			120	120	湧別認定こども園	105	105	105
	芭露保育所			45	45	芭露保育所	45	45	45
	みのり幼稚園			35	35				
	合計			380	380	合計	266	266	255
年度末提供実績 (特定教育・保育施設) ※令和5年度は年度末 令和6年度は年度当初見込	上湧別保育所			35	37	認定こども園みのり	109	97	88
	中湧別保育所			58	54				
	湧別保育所			70	67	湧別認定こども園	82	81	67
	芭露保育所			26	24	芭露保育所	26	24	20
	みのり幼稚園			34	34				
	広域			5	9	広域	9	5	4
	合計			228	225	合計	226	207	179

(2) 「教育・保育の量の見込みと確保方策(認定区分別)」に対する
確保方策の実績

(単位：人)

		令和2年度					令和3年度				
		1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計
		3~5歳	3~5歳	0歳	1・2歳		3~5歳	3~5歳	0歳	1・2歳	
①	量の見込み	30	127	9	48	214	31	124	12	38	205
確保方策	特定教育保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園)	35	273	12	60	380	35	273	12	60	380
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②	確保方策による確保量	35	273	12	60	380	35	273	12	60	380
A=②-①		5	146	3	12	166	4	149	0	22	175
③	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B=A+③		5	146	3	12	166	4	149	0	22	175
提供実績 年度末	上湧別保育所	-	27	-	8	35	-	26	-	11	37
	中湧別保育所	-	39	3	16	58	-	34	5	15	54
	湧別保育所	-	45	3	22	70	-	43	3	21	67
	芭露保育所	-	17	-	9	26	-	18	-	6	24
	みのり幼稚園	34	-	-	-	34	34	-	-	-	34
	広域	1	1	0	3	5	3	2	2	2	9
合計		35	129	6	58	228	37	123	10	55	225

		令和4年度					令和5年度				
		1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計
		3~5歳	3~5歳	0歳	1・2歳		3~5歳	3~5歳	0歳	1・2歳	
①	量の見込み	23	124	12	39	198	19	113	12	45	189
確保方策	特定教育保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園)	35	159	12	60	266	35	159	12	60	266
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②	確保方策による確保量	35	159	12	60	266	35	159	12	60	266
A=②-①		12	35	0	21	68	16	46	0	15	77
③	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B=A+③		12	35	0	21	68	16	46	0	15	77
提供実績 年度末	認定こども園 みのり	17	61	3	28	109	13	55	3	26	97
	湧別認定こども園	6	53	6	17	82	7	51	3	20	81
	芭露保育所	-	16	-	10	26	-	18	-	6	24
	広域	5	2	1	1	9	3	1	0	1	5
	合計	28	132	10	56	226	23	125	6	53	207

※令和5年度は年度末実績見込み

		令和6年度				計
		1号	2号	3号		
		3~5歳	3~5歳	0歳	1・2歳	
①	量の見込み	23	124	12	39	198
確保 方 策	特定教育保育施設 (幼稚園・保育所・認 定こども園)	35	159	12	60	266
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
②	確保方策による確保量	35	159	12	60	266
A=②-①		12	35	0	21	68
③	その他	0	0	0	0	0
B=A+③		12	35	0	21	68
提供 実 績 年 度 末	認定こども園 みのり	9	51	1	27	88
	湧別認定こども園	6	48	0	13	67
	芭露保育所	—	15	—	5	20
	広域	3	0	0	1	4
	合計	18	114	1	46	179

※令和6年度は年度当初見込み

2 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと国の内容に対する実績

(1) 利用者支援事業

子育て世代包括支援センターの実施状況

(単位：か所数)

	利用状況	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	2	1	1	1	1	1
② 確保方策	—	1	1	1	1	1
② - ①	—	0	0	0	0	0
③提供実績	—	1	1	1	1	

※令和6年度以降も継続予定

(2) 地域子育て支援拠点事業

子育て支援センターの実施状況

子育て支援センターは、計画策定後、利用状況を鑑み、令和2年4月から中湧別保育所内1ヶ所では実施としたが、子育て支援センターを中湧別保育所保育室に改修する必要があったことから、令和3年1月より、湧別保育所（令和4年4月から湧別認定こども園）で実施するよう変更した。

(単位：延べ利用組数(か所数))

	利用状況	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	3,286 (2か所)	4,376 (2か所)	4,044 (2か所)	4,078 (1か所)	4,409 (1か所)	4,343 (1か所)
②確保方策	—	4,376 (2か所)	4,044 (2か所)	4,078 (1か所)	4,409 (1か所)	4,343 (1か所)
②-①	—	0 (0か所)	0 (0か所)	0 (0か所)	0 (0か所)	0 (0か所)
③提供実績	—	1,790 (2か所)	2,097 (1か所)	1,788 (1か所)	1,081 (1か所)	

※令和5年度以降も1か所では実施予定 令和4年度実績は作成日現在のもの

(3) 妊婦健康診査事業

受診の状況。

(単位：年間利用人数(受診回数))

	利用状況	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	34 (638回)	45 (630回)	45 (630回)	43 (602回)	43 (602回)	43 (602回)
②確保方策	—	45 (630回)	45 (630回)	43 (602回)	43 (602回)	43 (602回)
②-①	—	0 (0回)	0 (0回)	0 (0回)	0 (0回)	0 (0回)
③受診実績	—	51 (561回)	39 (503回)	52 (519回)		

※令和5年度は集計中。令和6年度以降も実施

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業の実施状況

(単位：年間訪問人数)

	利用状況	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	44	45	45	43	43	43
② 確保方策	—	45	45	43	43	43
②-①	—	0	0	0	0	0
③ 訪問実績	—	45	49	37		

※令和5年度は集計中。令和6年度以降も実施

(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援訪問事業の実施状況。要保護児童対策地域協議会の開催状況

(単位：支援した家庭の数(会議回数))

	利用状況	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0 (1回)	2 (3回)	2 (3回)	2 (3回)	2 (3回)	2 (3回)
②確保方策	—	2 (3回)	2 (3回)	2 (3回)	2 (3回)	2 (3回)
②-①	—	0	0	0	0	0
③訪問実績 会議回数	—	2 (3回)	2 (1回)	1 (1回)		

※令和5年度は集計中。令和6年度以降も実施

(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業、トワイライトステイ事業)

①短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)：原則として7日以内
未実施。令和6年度以降実施に向け検討中。

(単位：年間延べ利用人数)

	利用状況	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	—	52	52	52	52	52
②確保方策	—	0	0	0	0	52
②-①	—	△52	△52	△52	△52	0
③実施状況	—	未実施				

※令和6年度以降の実施を検討

②夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)：平日の夜間または休日に不在又は緊急の場合
未実施。令和6年度以降実施に向け検討中。

(単位：年間延べ利用人数)

	利用状況	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	—	56	56	56	56	56
②確保方策	—	0	0	0	0	56
②-①	—	△56	△56	△56	△56	0
③実施状況	—	未実施				

※令和6年度以降の実施を検討

①及び②の未実施の理由

新型コロナウイルス感染症の流行等により委託先の確保が困難であったため。

(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

未実施。令和6年度以降実施に向け検討中。

- ① 基本事業：子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）が登録し、子育ての相互援助活動（子どもの預かり、送迎等）に関する連絡・調整によって、子育て支援を行う事業。

(単位：年間延べ利用人数)

	利用状況	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	—	250	250	250	250	250
②確保方策	—	0	0	0	0	250
②-①	—	△250	△250	△250	△250	0
④ 実施状況	—	未実施				

令和6年度以降の実施を検討

- ② 病児・緊急対応強化事業：病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等（以下 「病児・病後児の預かり等」という。）に関して①の基本事業に加えて実施する事業。

(単位：年間延べ利用人数)

	利用状況	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	—	168	168	168	168	168
②確保方策	—	0	0	0	0	168
②-①	—	△168	△168	△168	△168	0
④ 実施状況	—	未実施				

令和6年度以降の実施を検討

- ①及び②の未実施の理由

新型コロナウイルス感染症の流行により委託先の確保が困難であったため。

(8) 一時保育事業

- ① 一時預かり事業（幼稚園型）：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった、主として幼稚園や認定こども園の教育認定を受けた子どもを対象として、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、当該施設にて一時的に預かる事業。

(単位：年間延べ利用人数(か所数))

	利用状況	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(1) (1号認定)	—	150	150	150	150	150
量の見込み(2) (2号認定)	—	150	150	150	150	150
①量の見込み (1)+(2)	—	300	300	300	300	300
②確保方策	—	300 (1か所)	300 (1か所)	300 (1か所)	300 (1か所)	300 (1か所)
②-①	—	0	0	0	0	0
③利用状況	—	174 (1か所)	721 (1か所)	385 (1か所)		

※令和5年度は集計中。令和6年度以降も実施予定。

- ② 一時預かり事業（一般型）：保護者の断続的・短時間就労等により、一時的に保育が必要な児童及び保護者の傷病等により、緊急・一時的に保育が必要な児童を保育する事業。

(単位：年間延べ利用人数(か所数))

	利用状況	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	287 (2か所)	337	337	337	337	337
②確保方策	—	2,900 (2か所)	2,900 (2か所)	1,450 (1か所)	1,450 (1か所)	1,450 (1か所)
②-①	—	2,563	2,563	1,113	1,113	1,113
③利用状況	—	326 (2か所)	317 (2か所)	224 (1か所)		

令和5年度は集計中。令和6年度以降も実施予定。

(9) 時間外保育事業（預かり保育事業）

- 保育の必要性の認定（標準時間・短時間認定）を受けた児童について、通常の利用日における利用時間帯以外の時間において引き続き保育を実施する事業。
令和4年度から、認定こども園みのり、湧別認定こども園、芭露保育所で保育時間を午前7時30分から午後6時30分までの11時間とする。

（単位：年間実利用者数（か所数））

	利用状況	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	65 (4か所)	79	75	77	72	67
②確保方策	—	100 (4か所)	100 (4か所)	100 (3か所)	100 (3か所)	100 (3か所)
②-①	—	21	25	23	28	33
③実施状況	—	113	118	みのり未20		

※令和3年度までは、8：30以前、16：30以後の利用者を預かり保育利用とした。
令和4年度以降は保育短時間認定の8：30以前、16：30以後の利用者を時間外保育とした。令和5年度は集計中。令和6年以降も実施予定。

(10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

- 児童が病気の回復期に至らない場合で、当面症状の急変が認められない場合、または病気の回復期であり集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・保育園等に併設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業並びに保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室等において、緊急的な対応を図る事業。

（単位：年間実利用者数）

	利用状況	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	—)	168	168	168	168	168
②確保方策	—	0	0	0	0	0
②-①	—	△168	△168	△168	△168	△168
③実施状況	—	未実施				

※令和6年度以降の実施を検討

(1 1) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

- 保護者が就労、疾病その他の理由により昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業。

（単位：年間実利用者数（か所数））

		利用状況	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (低学年)	1年生	60 (2か所)	26	26	26	26	26
	2年生		19	19	19	19	19
	3年生		12	12	12	12	12
量の見込み (高学年)	4年生		5	5	5	5	5
	5年生		7	7	7	7	7
	6年生		8	8	8	8	8
①量の見込み(合計)		60 (2か所)	77 (2か所)	77 (2か所)	77 (2か所)	77 (2か所)	77 (2か所)
②確保方策		—	80 (2か所)	80 (2か所)	80 (2か所)	80 (2か所)	80 (2か所)
① —①		—	3	3	3	3	3
③実施状況		—	49 (2か所)	76 (2か所)	77 (2か所)	80 (2か所)	

令和4年度は見込み。令和5年度以降も実施。

(1 2) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

- 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する経費などを助成する事業。

該当児童がある場合、補助を実施する。

令和2年度 実施なし。

令和3年度 実施なし。

令和4年度 実施なし。

令和5年度 実施なし。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

- 地域子ども・子育て支援事業等の量的拡大を進めるため、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な提供体制の確保を図る事業。

必要に応じ対応について検討。

令和2年度 実施なし。

令和3年度 実施なし。

令和4年度 実施なし。

令和5年度 実施なし。

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 湧別町保健医療福祉協議会

本計画を着実に推進していくために、「湧別町保健医療福祉協議会」の「子育て部会」で、年度ごとに施策・事業の実施状況を把握するとともに、点検・評価などの継続的な取組を行います。また、必要に応じ計画の見直しなどを含めた検討も行います。

(2) 関係者の連携・協働

教育・保育施設と地域型保育事業者との連携、保育所等と放課後児童健全育成事業との連携等、町と事業者、事業者間の連携・協働を推進します。

2 計画の点検・評価・改善

(1) 各年度における点検・評価

「量の見込み」「確保の内容」の双方について、認定の状況、施設・事業の利用状況、整備状況等を年度ごとに点検・評価を行います。

(2) 計画の見直し

中間年における計画の見直し 中間年を目安に、計画に定めた「量の見込み」「確保の内容」と対比して、必要がある場合には、計画の見直しを行います。

報告第2号

第3期湧別町子ども・子育て支援事業計画の策定予定について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項の規定により策定する第3期湧別町子ども・子育て支援事業計画の策定予定について次のとおり報告する。

記

別紙のとおり

令和6年3月25日提出

湧別町長 刈田智之

第3期湧別町子ども・子育て支援事業計画策定の概要

1 策定作業の予定

(1) ニーズ調査の実施

各事業の提供量の見込みを把握するため、ニーズ調査（アンケート調査）を実施する。

実施時期（集計分析を含む）は令和6年4月から9月までとする。

(2) 計画の策定

ア 令和6年10月から12月まで素案作成

イ 令和6年11月町から保健医療福祉協議会に計画策定を諮問

ウ 令和7年1月から2月パブリックコメントの実施

エ 令和7年3月計画を保健医療福祉協議会から町に答申

オ 町により計画を決定

カ 北海道に協議

キ 協議完了後、計画を公表

子ども・子育て支援法 抄

(平成24年法律第65号)

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

2～6 略

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場

合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、都道府県に協議しなければならない。

10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

協議第 1 号

特定教育・保育施設の利用定員の減少について

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 3 5 条第 2 項の規定により、特定教育・保育施設の利用定員について次のとおり協議する。

記

別紙のとおり

令和 6 年 3 月 2 5 日提出

湧別町長 刈 田 智 之

提案理由

特定教育・保育施設より、子ども・子育て支援法第 3 5 条第 2 項の規定による利用定員の減少の届出があったため、特定教育・保育施設の利用定員について協議するものである。

	区分	施設の名称	設置場所	設置者	変更年月日	認可定員	変更前の利用定員					変更後の利用定員					変更理由
							1号	2号	3号 (0歳)	3号 (1・2歳)	計	1号	2号	3号 (0歳)	3号 (1・2歳)	計	
1	変更	公私連携幼保連携型認定こども園みのり	湧別町中湧別中町3021番地の1	学校法人和光学園	令和4年4月1日	116	20	60	6	30	116	15	54	6	30	105	利用児童の減少により実情に合わせて定員を減少したい
2	参考	湧別認定こども園		湧別町		105	15	63	6	21	105	15	63	6	21	105	
3		芭露保育所		湧別町		45	0	36	0	9	45	0	36	0	9	45	
		変更後合計				266	35	159	12	60	266	30	153	12	60	255	既存

20

参考令和6年4月1日 入園予定

1	参考	公私連携幼保連携型認定こども園みのり	学校法人和光学園									10	50	1	27	88	
2	参考	湧別認定こども園	湧別町									6	48	0	14	68	
3		芭露保育所	湧別町									0	15	0	5	20	
		合計										16	98	1	41	156	

参考資料

子ども・子育て支援法 抄

(平成24年法律第65号)

(特定教育・保育施設の確認の変更)

第三十二条 特定教育・保育施設の設置者は、利用定員(第二十七条第一項の確認において定められた利用定員をいう。第三十四条第三項第一号を除き、以下の款において同じ。)を増加しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認の変更を申請することができる。

2 前条第三項の規定は、前項の確認の変更の申請があった場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 市町村長は、前項の規定により前条第三項の規定を準用する場合のほか、利用定員を変更したときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

(変更の届出等)

第三十五条 特定教育・保育施設の設置者は、設置者の住所その他の内閣府令で定める事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2 特定教育・保育施設の設置者は、当該利用定員の減少をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その利用定員の減少の日の三月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。